

「こうふ開府の日」記念イベント企画運營業務 優先交渉権者等の選考方法

1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

(1) 優先交渉権者の選考方法

ア 優先交渉権者の選考

交渉権者の選考については、次の2つの評価分類を指標とする。

- ・技術点 「提案書記載項目等一覧（別紙1）」に基づく提案内容から評価
- ・価格点 「提案価格書（第4号様式）」に記載された金額（税込）から評価

「2 技術点、価格点の採点方法」において定める採点方法により算出する。各選考審査委員の技術点の合計平均点（小数点以下第2位を四捨五入）と価格点を合計した得点が最も高い者を優先交渉権者として選考し、次に高い者を次点交渉権者として選考する（ただし、交渉権者となるには、技術点の合計平均点が72点以上でなければならない）。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。

イ 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(2) 評価分類の配点（技術点、価格点の配分）

評価の点数については、合計125点満点とし、得点配分については【表1 評価分類の配点】のとおりとする。

【表1 評価分類の配点】

合 計 点 1 2 5 点	技術点	1 2 0 点
	価格点	5 点

2 技術点、価格点の採点方法

(1) 技術点の採点方法

「提案書記載項目等一覧（別紙1）」に記載した各項目により、提案内容の評価を行う。なお、各項目の採点にあたっては、【表2 企画提案書評価の判断基準】に

に基づき、5点から0点の6段階による評価を行い、【算出方法1 技術点】の計算式により技術点を算出する。ただし、各審査項目において、いずれかの審査員が、1つでも0点をつけた場合は、失格となる場合がある（ただし、価格点部分を除く）。

【表2 企画提案書評価の判断基準】

評価点	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	創意・工夫がある。
3点	平均的な内容である。
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
0点	指定した記述項目が網羅されていない、又は網羅されていても不適切な記述内容である。

【算出方法1 技術点】

「技術点」＝（評価点 / 5点）× 各評価項目の配点
 ⇒ 上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和を技術点とする。

(2) 価格点の採点方法

「公募型プロポーザル実施要項」の「第2 5 提案上限額」に記載した上限額を基に、「提案価格書（第4号様式）」に記載された金額（税込）の評価を行う。

なお、価格点の採点にあたっては、【算出方法2 価格点】の計算式により算出する。

【算出方法2 価格点】

提出された提案価格書のうち、950万円以下については、一律5点とし、950万円を超える価格の価格点については、次の計算により算出する。

$$\text{「価格点」} = \left[\frac{1,000\text{万円} - \text{提案価格}}{50\text{万円}} \right] \times 5\text{点}$$

〔小数点以下第2位を四捨五入〕

※ 金額については、必要に応じて調査を行う。